

## 「給食業務委託」企画競争審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 給食業務委託企画競争審査「以下「企画競争審査」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、給食業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公募型企画競争入札実施要領・評価基準書・仕様書の承認に関すること
- (2) 受託候補者の選定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、非公表をもって充て、副委員長は、非公表をもって充てる。

3 委員(委員長、副委員長を含む)は、次に掲げる職員で組織する。

非公表

### (任期)

第4条 委員の任期は、受託者決定日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、シルバーランドみつい総務課総務係が行う。

### (補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和6年11月19日から施行する。